

共生型生活介護運営規定

デイサービスセンター スマイルレーベル

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人財団恵仁会(以下「事業者」という。)が開設するデイサービスセンター スマイルレーベル(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に規定する共生型生活介護の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、共生型生活介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
 - 3 事業所は、富山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年 12 月 12 日富山県条例 74 号)その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 デイサービスセンター スマイルレーベル
 - (2) 所在地 富山県中新川郡立山町大石原 225 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。ただし、共生型のため、介護保険法の通所介護に準ずる。
- (1) 管理者 1 名(常勤職員：医師 1 名)
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
 - (2) 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助を行う。
 - (3) 介護職員 4 名以上
介護職員は、日常生活上の必要な介護を行う。

- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、医師の指導のもと、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始の一部を除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後4時

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、60名とする。

2 事業所は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。

(主たる対象者)

第7条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、身体障害者、難病等対象者とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、立山町の区域とする。なお、通常の実施地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 事業所は、支給決定を受けた障害者がサービスの利用の申し込みを行ったときは、利用申込者にかかる障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

2 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切

な配慮をする。

(契約支給量の報告等)

第10条 事業所は、サービスを提供するときは、サービスの内容、利用者に提供することを契約したサービスの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を利用者の受給者証に記載する。

2 前項の契約支給量の総量は、その利用者の支給量を超えないものとする。

3 事業所は、サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し延滞なく報告する。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

(連絡調整に対する協力)

第12条 事業所は、サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、出来る限り協力する。

(サービス提供困難の対応)

第13条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずる。

(受給資格の確認)

第14条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、そのものの提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認する。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第15条 事業所は、当事業所が行う指定障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の請求の申請が行われるよう必要な援助

を行う。

2 事業所は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行う。

(心身の状況等の確認)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努める。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(サービスの提供の記録)

第18条 事業所は、サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度、記録する。

2 事業所は、前項の規定による記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受ける。

(指定障害福祉サービス事業者等の連携等)

第19条 事業所は、サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(地域との連携等)

第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(共生型生活介護の取扱い方針)

第21条 事業所は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じてその者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

2 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

3 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(共生型生活介護の内容)

第22条 事業所が提供する共生型生活型介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体等の介護
- (5) 創作的活動(切り絵、カレンダー作り、健康体操)
- (6) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (7) 生活相談
- (8) 健康管理
- (9) 訪問支援
- (10) 送迎サービス
- (11) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

(個別支援計画の作成等)

第23条 個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をする。

2 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行う。この場合、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得る。

3 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。

4 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求める。

- 5 第3項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 6 個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を利用者に交付する。
- 7 個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。
- 8 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 9 第1項から第6項までの規定は、第7項に規定する個別支援計画の変更について準用する。
- 10 本条の規定は、サービス管理責任者が配置されていない場合は、個別支援計画に相当する計画を作成するよう努めるものとする。

(介護)

- 第24条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
 - 3 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
 - 4 事業所は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行う。
 - 5 事業所は、常時一人以上の従業者を介護に従事させる。
 - 6 事業所は、利用者に対して、その利用者の負担により、当事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

- 第25条 事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得る。
- 2 事業所は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行う。
 - 3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行う。
 - 4 事業所は、食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努める。

(相談及び援助)

第 26 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(健康管理)

第 27 条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずる。

(利用者負担額等の受領)

- 第 28 条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払いを受ける。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る共生型障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受ける。
- 3 事業者は、第 2 項の支払いを受ける額のほか、共生型生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受ける。
- (1) 食事の提供に要する費用 1食 560円(昼食) おやつ 60円
ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費として1食260円とする。
 - (2) 日用品費等その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 事業所は、前 3 項の費用の額の支払いを受けた場合は、その費用に係る領収証を利用者に対し交付する。
- 5 事業所は、第 3 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(利用者負担額に係る管理)

第 29 条 事業所は、利用者の依頼を受けて、その利用者が同一の月に当事業所が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額からそのサービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項(法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された会議給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担合計額」という。)を算定する。この場合において、当事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

(介護給付費の額に係る通知等)

第 30 条 事業所は、法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知する。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 31 条 利用者は、サービスの利用に当たっては次に掲げる事項に留意する。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 指定した場所以外での下記を用いないこと。
- (3) 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 32 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、延滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な利用なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 33 条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第 34 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続に向けた取り組み)

第 35 条 BCP 委員会を設け、新型コロナウイルス感染症や大地震等の災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるような体制を整えている。また、中断した際も可能な限り短い期間で事業を再開出来るようにガイドラインに沿って業務継続に向けた計画などの策定、研修の実施、訓練(シュミレーシ

ョン)の実施を行う。

(非常災害対策)

第 36 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

第 37 条 新型コロナウイルス感染症の感染者(疑いを含む)や他感染症の感染者が事業所内で発生した場合においても、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

(衛生管理等)

第 38 条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(協力医療機関)

第 39 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関名：医療法人財団恵仁会 藤木病院

(掲示)

第 40 条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 41 条 従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

2 事業所は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(情報の提供等)

第 42 条 事業所は、共生型障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

- 2 事業所は、当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとししない。

(利益供与等の禁止)

第 43 条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(虐待防止に関する事項)

第 44 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選任し、成年後見制度の利用を支援するとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(パワーハラスメントの禁止)

第 45 条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により他の労働者に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(苦情解決)

第 46 条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供したサービスに関し、富山県が行う報告もしくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して富山県が行う調査に協力するとともに、富山県から指導又は助言を受けた場合は、

指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、富山県から求めがあった場合には前項の改善の内容を富山県に報告する。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんに出来る限り協力する。

(勤務体制の確保等)

第47条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。

2 事業所は、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、当事業所の従業者によってサービスを提供する。

3 事業所は、従業者の資質の向上のために、研修(利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修及び利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を含む。)の機会を次の通り設ける。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

(会計の区分)

第48条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、共生型障害福祉サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第49条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第50条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、令和2年10月1日から施工する。

※) 事業開始以降、運営規定を変更した場合は、規定変更の施行日を定める附則を、変更するごとに、ここに追

加して記載するものとする。

第2版：令和3年5月1日から施工

初版：令和2年10月1日から施工

修正履歴

	新	
R3.0501	<p>(営業日及び営業時間)</p> <p>営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始の一部を除く。</p> <p>(業務継続に向けた取り組み)</p> <p>第 35 条 BCP 委員会を設け、新型コロナウイルス等感染症や大地震等の災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できるような体制を整えている。また、中断した際も可能な限り短い期間で事業を再開できるようガイドラインに沿って業務継続に向けた計画などの策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施を行う。</p> <p>第 37 条 新型コロナウイルス感染症の感染者(疑いを含む)や他感染症の感染者が事業所内で発生した場合においても、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。</p> <p>(パワーハラスメントの禁止)</p> <p>第 45 条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務上の適正な範囲を超える言動により他の労働者に精神的・身体的に苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。</p>	<p>(営業日及び営業時間)</p> <p>営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。</p>

	新	旧
R2.10.01	<p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。</p> <p>(3) サービス提供時間</p> <p>午前 8 時 30 分から午後 4 時</p>	<p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。</p> <p>(3) サービス提供時間</p> <p>午前 8 時 30 分から午後 4 時(1 単位)</p>

	<p>(事業所の利用定員) 第6条 事業所の利用定員は、60名とする。</p>	<p>午前10時30分から午後4時(2単位) 午前9時00分から午後0時30分(3単位) (事業所の利用定員) 第6条 事業所の利用定員は、60名 (1単位:30名、2単位:15名、3単位:15名)とする。</p>
--	---	--

R5.8.25	新	
	<p>(共生型生活介護の内容) (9)訪問支援</p>	